

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3621068号

(P3621068)

(45) 発行日 平成17年2月16日(2005.2.16)

(24) 登録日 平成16年11月26日(2004.11.26)

(51) Int. Cl.⁷

A 6 1 K 7/02

F I

A 6 1 K 7/02

Z

請求項の数 5 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2001-393610 (P2001-393610)	(73) 特許権者	000113470
(22) 出願日	平成13年12月26日 (2001.12.26)		ポーク化成工業株式会社
(65) 公開番号	特開2003-192537 (P2003-192537A)		静岡県静岡市弥生町6番48号
(43) 公開日	平成15年7月9日 (2003.7.9)	(74) 代理人	100080816
審査請求日	平成15年2月13日 (2003.2.13)		弁理士 加藤 朝道
		(72) 発明者	中村 武
			神奈川県横浜市神奈川区高島台27番地1
			ポーク化成工業株式会社 横浜研究所内
		審査官	榊原 貴子

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】美しい肌を再現するメイクアップ化粧品

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

1) 太さがナイロン繊維1～100デニール相当であり、長さが200ミクロン以上である繊維状物質を0.01～10重量%、

2) 二酸化チタン、及び金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを含有する粉体であり、前記金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを、化粧品全量に対し3～8重量%で、前記二酸化チタン全量に対して、50重量%以上含有する粉体を5～20重量%、及び

3) 1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤成分であり、前記油剤成分のうち、90重量%以上が沸点200℃未満の揮発性を有するものである油剤成分を20～50重量%

含有することを特徴とする、ベースメイクアップ化粧品。

【請求項2】

前記繊維状物質の素材が、ナイロン繊維であることを特徴とする、請求項1に記載のベースメイクアップ化粧品。

【請求項3】

水中油乳化剤形であることを特徴とする、請求項1又は2に記載のベースメイクアップ化粧品。

【請求項4】

ポリオキシエチレン鎖を有しない非イオン界面活性剤を含有することを特徴とする、請求

10

20

項 1 ~ 3 何れか 1 項に記載のベースメイクアップ化粧品。

【請求項 5】

親水性非イオン界面活性剤として、ポリグリセリン骨格、ポリオキシプロピレン骨格又はポリオキシブテン骨格を有するものを含有することを特徴とする、請求項 1 ~ 4 何れか 1 項に記載のベースメイクアップ化粧品。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は化粧品に関し、更に詳細にはメイクアップ化粧品に関する。

【0002】

【従来の技術】

メイクアップ化粧品に於いて、「美しく装飾する」ことは永遠のテーマであり、このテーマの為にこれまで多くの努力が為されてきている。例えば、厚ぼったさが無く自然なメイクアップとして、半透明粉体の散乱効果を利用したデフォーカス・メイクアップや角層擬似層を粉体に設けたナチュラルルッキング・メイクアップなどが挙げられる。確かに、このような技術は加齢を重ねていない若々しい肌にはすばらしい装飾効果を提供するものであるが、加齢肌においてはその効果は減じられてしまうことが少なくなかった。この原因については、詳細な検討の結果、肌の肌理が加齢により消失し、メイクアップの光学的効果を減じていることが明らかにされた。このような加齢肌用のメイクアップ化粧品として、300ミクロン程度の長さの繊維をメイクアップ化粧品に含有させ、肌理を肌上に再現する技術が開発され、この効果も実証されている。しかしながら、この技術の課題として残されていたことに、肌理の再現を長時間維持することが挙げられる。即ち通常の化粧品に繊維を含有させて塗布するのみでは、静電気などの発生により、擬似的な肌理構造を壊してしまうことが判ってきている。即ち、繊維による擬似的な肌理構造を肌上に長時間フィックスする技術の開発が望まれていた。

【0003】

一方、メイクアップ化粧品において、1) 繊維状物質と 2) 粉体を含有する化粧品であって、3) 1気圧、25 の条件下に於ける性状が液体である油剤成分を含有し、前記油剤成分のうち、90重量%以上が沸点200未満の揮発性を有するものである構成をとる、メイクアップ化粧品は全く知られておらず、従って、前記構成のメイクアップ化粧品が皮膚上に繊維を肌理擬似構造としてフィックスする作用に優れていることも全く知られていない。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、このような状況下為されたものであり、繊維による擬似的な肌理構造を肌上に長時間フィックスする技術を提供することを課題とする。

【0005】

【課題の解決手段】

このような状況に鑑みて、本発明者らは繊維による擬似的な肌理構造を肌上に長時間フィックスする技術を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、1) 太さがナイロン繊維1~100デニール相当であり、長さが200ミクロン以上である繊維状物質を0.01~10重量%、2) 二酸化チタン、及び金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを含有する粉体であり、前記金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを、化粧品全量に対し3~8重量%で、前記二酸化チタン全量に対して、50重量%以上含有する粉体を5~20重量%、及び3) 1気圧、25 の条件下に於ける性状が液体である油剤成分であり、前記油剤成分のうち、90重量%以上が沸点200未満の揮発性を有するものである油剤成分を20~50重量%含有する構成をとる、乳化剤形のベースメイクアップ化粧品がこの様な性質を備えていることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に示す技術に関するものである。

(1) 1) 太さがナイロン繊維1~100デニール相当であり、長さが200ミクロン以

10

20

30

40

50

上である繊維状物質を化粧品全量に対して0.01~10重量%、

2) 二酸化チタン、及び金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを含有する粉体であり、前記金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを、化粧品全量に対し3~8重量%で、前記二酸化チタン全量に対して、50重量%以上含有する粉体を5~20重量%、及び

3) 1気圧、25の条件下に於ける性状が液体である油剤成分であり、前記油剤成分のうち、90重量%以上が沸点200未満の揮発性を有するものである油剤成分を20~50重量%

含有することを特徴とする、ベースメイクアップ化粧品。

(2) 前記繊維状物質の素材が、ナイロン繊維であることを特徴とする、(1)に記載のベースメイクアップ化粧品。

(3) 水中油乳化剤形であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載のベースメイクアップ化粧品。

(4) ポリオキシエチレン鎖を有しない非イオン界面活性剤を含有することを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載のベースメイクアップ化粧品。

(5) 親水性非イオン界面活性剤として、ポリグリセリン骨格、ポリオキシプロピレン骨格又はポリオキシブテン骨格を有するものを含有することを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載のベースメイクアップ化粧品。

以下、本発明について更に詳細に説明を加える。

【0006】

【発明の実施の形態】

(1) 本発明のメイクアップ化粧品の必須成分である繊維状物質

本発明のメイクアップ化粧品は太さがナイロン繊維1~100デニール相当であり、長さが200ミクロン以上である繊維状物質を必須成分として含有することを特徴とする。繊維状物質としては、長さが200μm以上のものが選択されるが、具体的な範囲としては200~500μm、更に好ましくは250~400μmの比較的長いものが好ましく、太さはナイロン繊維1~100デニール相当の太さが選択される。その素材としては、特段の制限はないが、麻、木綿、絹等の天然繊維、ナイロン、ビニロン、テトロン、レーヨンなどの合成繊維などが好ましく使用できる。これらの内、特に好ましいものはナイロン繊維である。これは光学的効果に優れるからである。本発明の化粧品に於いて、かかる繊維状物質は老化によって消失した、或いは、その凹凸が希薄になった肌理に擬似した構造を皮膚上に再現し、見た目の若々しさを演出する作用を有する。本発明に於いて、繊維状物質とは、立体特性を表す3種の長さを表す数値(高さ、長さ、奥行き)の最大のものの数値が最小のものの数値の5倍以上であることを意味する。本発明の化粧品においては、これらの繊維状物質は唯一種を含有することもできるし、二種以上を組み合わせることもできる。本発明の化粧品における繊維状物質の含有量は、0.01~10重量%であるが、更に好ましくは0.05~5重量%である。これは多すぎると繊維のみが目立つ場合があり、少なすぎると擬似的な肌理の美しさの実現が困難になる場合があるからである。

【0007】

(2) 本発明のメイクアップ化粧品の必須成分である粉体

本発明のメイクアップ化粧品は、粉体成分として、二酸化チタン、及び金属石鹸で表面を被覆した微粒子(平均粒径0.1ミクロン以下)二酸化チタンを含有する粉体であり、前記金属石鹸で表面を被覆した微粒子二酸化チタンを、化粧品全量に対し3~8重量%で、前記二酸化チタン全量に対して、50重量%以上含有する粉体を必須成分として含有する。これは、繊維状物質の光学的効果を損なうことなく、カバー力を付与できるからである。なお、本発明のメイクアップ化粧品が更に含有することのできる粉体として、通常化粧品で使用されている粉体を特段の限定無く用いることが出来、例えば、酸化亜鉛、黒酸化鉄、ベンガラ、黄色酸化鉄、群青、紺青などの無機顔料、赤色226号、赤色102号、黄色4号レーキ物、青色1号レーキ物などの有機顔料類、タルク、チタンマイカ、マイカ

10

20

30

40

50

、カオリン、セリサイト、チタンセリサイトなどの無機体質粉体、中空乃至は中実のアクリル樹脂粉体、ポリエチレンビーズ、ナイロンパウダー、シルクパウダーなどの繊維状ではない形状の高分子粉体などが好ましく例示できる。勿論これらの粉体はそのまま含有させても良いし、表面をシリル化処理、ハイドロジェンメチルポリシロキサンやジメチルポリシロキサンなどのシリコンによる焼き付け処理、ステアリン酸アルミニウムなどの金属石鹸によるコーティング処理、アシルグルタミン酸塩などの被覆によるアミノ酸誘導體被覆など、表面処理を行った後含有することもできる。この様な粉体類は唯一種を含有させることもできるし、二種以上を組み合わせて含有させることもできる。好ましい形態は二種以上を組み合わせて含有させた形態である。これは、それだけ多岐の光学効果を発揮できるからである。本発明のメイクアップ化粧品に於いては、かかる粉体はその光学的効果により、皮膚乃至は皮膚上の見え方を美しく演出するものであり、かかる効果を発現するためには前記粉体類は、化粧品全量に対して、総量で5～20重量%含有するが、更に好ましくは8～15重量%の含有である。これは、少なすぎると光学的効果を発揮しない場合があり、多すぎると肌理再現効果を損なう場合があるからである。

10

【0008】

(3) 本発明の化粧品に含まれる油剤成分

本発明の化粧品に含有される油剤成分の構成としては、1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤成分のうち、90重量%以上が揮発性を有するものであることが必要である。本発明で言う油剤成分とは、ノルマルヘキサン-80%メタノール水溶液平衡系でノルマルヘキサン中へ70重量%以上が配向する成分を意味し、化学構造的には、炭化水素類、水酸基などの親水基を有さないエステル類、シリコン類、脂肪酸トリグリセライド類、高級アルコール類、脂肪酸類などが例示できる。かかる1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤の内、揮発性の少ないもの、具体的な1気圧における沸点が200℃以上のものは、皮膚上に長時間貯留し、繊維状物質を固定する場合に障害要素なりやすい。この為、1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤成分の内、沸点が200℃未満のもの、言い換えれば、揮発性を有するものが前記油剤成分の90重量%以上、好ましくは95重量%以上を占めるような形態を取ることにより、この様な化粧効果障害作用の発現を抑えることができる。この様な揮発性を有する油剤としては、シリコンであれば、粘度が20 mPa·s以下ジメチコンやシクロメチコン、軽質流動イソパラフィンなどが好ましく例示できる。1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤成分以外の油剤成分の含有量には特段の限定はない。更に油剤成分の量としては、化粧品全量に対して20～50重量%である。

20

30

【0009】

(4) 本発明のメイクアップ化粧品

本発明のメイクアップ化粧品は上記必須成分を含み、且つ、化粧品に含有される油剤成分の構成としては、1気圧、25℃の条件下に於ける性状が液体である油剤成分のうち、90重量%以上が揮発性を有するものである条件を満足する範囲に於いて、その効果を損なわない程度に通常化粧品で使用される任意成分を含有することができる。かかる任意成分としては、例えば、ワセリンやマイクロクリスタリンワックス等のような炭化水素類、ホホバ油やセチルイソオクタネート等のエステル類、オリーブ油等のトリグリセライド類、オクタデシルアルコールやオレイルアルコール等の高級アルコール類、グリセリンや1,3-ブタンジオール、1,2-ペンタンジオール、イソプレングリコール、ジプロピレングリコール等の多価アルコール類、非イオン界面活性剤、アニオン界面活性剤、カチオン界面活性剤、両性界面活性剤、エタノール、カーボポール等の増粘剤、防腐剤、紫外線吸収剤、抗酸化剤類、アクリル樹脂エマルジョンなどの高分子エマルジョン等が例示できる。この内、非イオン界面活性剤としては、刺激発現を抑制する意味で、ポリオキシエチレン鎖を有しない界面活性剤のみで、例えば、ポリグリセリン骨格、ポリオキシプロピレン骨格又はポリオキシブテン骨格を有する親水性非イオン界面活性剤で構成させることが特に好ましい。この様なポリオキシエチレン鎖を有しない界面活性剤としてはポリオキシブテンポリグリセリンアルキルエーテル類、(ポリ)グリセリン脂肪酸エステル類、ショ糖

40

50

脂肪酸エステル類、ソルビタン脂肪酸エステル類等が好適に例示できる。又、剤形としては、均一に繊維状物質を延展させて、フィットさせることができることから、水中油乳化剤形のものが好ましく、かかる乳化に於いては有機性のアルカリを用いた石鹼で乳化する剤形であることがメイクアップ化粧被膜の自然さの点で好ましい。特に好ましい石鹼としては脂肪酸アルギニン石鹼が例示できる。かかる脂肪酸アルギニン石鹼の含有量は、アルギニン換算で0.3～1重量%が好ましい。又、アクリル酸アルキルエマルジョンのようなアクリル樹脂エマルジョンを含有することも好ましい。かかるアクリル樹脂エマルジョンは既に市販のものがそれを利用することができる。このような市販品としては、日光ケミカルズ株式会社より販売されている「エマポリ-C E - 1 1 9 N」が好ましく例示できる。この様なアクリル樹脂エマルジョンの好ましい含有量は1～10重量%である。本発明のメイクアップ化粧料は上記の必須成分と任意の成分とを常法に従って処理することにより製造することができる。メイクアップ化粧料の種類としては、アンダーメイクアップ化粧料、ファンデーション、コントロールカラーなどのベースメイクアップ化粧料が選択される。これは、この様なベースメイクアップ化粧料に於いて、繊維状物質の肌理再現効果が最も効果的に発現されるからである。かくして得られた本発明のメイクアップ化粧料は優れた肌理再現効果を有し、且つ、再現された肌理擬似構造の長時間維持効果にも優れる。

10

【0010】

【実施例】

以下に、実施例を挙げて、本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明が、これら実施例にのみ限定されないことは言うまでもない。

20

【0011】

<実施例1>

下記に示す処方に従って、本発明のメイクアップ化粧料であるファンデーションを作成した。即ち、イ、ロを80に加熱し、イに八を加えて分散し、ロを徐々に加え乳化し、攪拌冷却し、ファンデーションを得た。

イ

ステアリン酸	1.5	重量部	
シヨ糖脂肪酸エステル	1	重量部	
シクロメチコン(4量体)	2.5	重量部	30
ポリオキシブチレンポリグリセリンステアリルエーテル	0.9	重量部	
ステアリン酸モノグリセライド	2	重量部	
デカグリセリンモノステアレート	1	重量部	
ソルビタンセスキラウレート	0.3	重量部	

ロ

1,3-ブタンジオール	6	重量部	
プロピルパラベン	0.1	重量部	
エチルパラベン	0.1	重量部	
ケルトロール	0.1	重量部	
L-アルギニン	0.5	重量部	40
水	47.3	重量部	

ハ

二酸化チタン	3	重量部	
ナイロン繊維(300μm、30デニール)	1	重量部	
酸化鉄	0.2	重量部	
ステアリン酸アルミニウム被覆微粒子二酸化チタン	5	重量部	
タルク	2	重量部	
中空アクリル酸アルキル樹脂粉体	3	重量部	

【0012】

<実施例2>

50

実施例1のファンデーションについて、高齢(71歳)のパネラーを用い、使用テストを行った。即ち、実施例1のファンデーション、実施例1のファンデーションのシクロメチコンをジメチコン(100mPascal/sec)に置換した比較例1、ナイロン繊維(300 μ m)をナイロンパウダー(平均粒径30 μ m)に置換した比較例2、シクロメチコンをジメチコン(100mPascal/sec)に置換し、ナイロン繊維(300 μ m)をナイロンパウダー(平均粒径30 μ m)に置換した対照例1でそれぞれメイクアップを行い、その化粧仕上がりをメイクアップ直後及びメイクアップ後3時間で専門パネラーの判定で評価した。評価項目は、見た感じの若々しさの感じと仕上がりの美しさの感じで、その評価基準は、スコア5：非常に感じる、スコア4：確かに感じる、スコア3：感じる、スコア2：やや感じる、スコア1：感じないであった。結果を表1に示す。これより、本発明のメイクアップ化粧料は肌理擬似構造の構築性とその維持性に優れることが判る。

10

【0013】

【表1】

サンプル	若々しさ		美しさ	
	直後	3時間後	直後	3時間後
実施例1	スコア4	スコア4	スコア4	スコア4
比較例1	スコア4	スコア2	スコア4	スコア2
比較例2	スコア2	スコア2	スコア2	スコア2
対照例1	スコア2	スコア2	スコア2	スコア2

20

【0014】

<実施例4~6及び比較例3>

実施例1のファンデーション中のナイロン繊維を他の繊維状物質に変えて、実施例2と同様に検討を行った。結果を表2に示す。これより長さが200 μ m以上のものが好ましく、具体的な範囲としては200~500 μ m、更に好ましくは250~400 μ mの比較的長いものが好ましいことがわかる。

30

イ

ステアリン酸	1.5	重量部
シヨ糖脂肪酸エステル	1	重量部
シクロメチコン(4量体)	2.5	重量部
ポリオキシブチレンポリグリセリンステアリルエーテル	0.9	重量部
ステアリン酸モノグリセライド	2	重量部
デカグリセリンモノステアレート	1	重量部
ソルビタンセスキラウレート	0.3	重量部

ロ

1,3-ブタンジオール	6	重量部
プロピルパラベン	0.1	重量部
エチルパラベン	0.1	重量部
ケルトロール	0.1	重量部
L-アルギニン	0.5	重量部
水	47.3	重量部

ハ

二酸化チタン	3	重量部
繊維状物質*	1	重量部
酸化鉄	0.2	重量部

40

50

ステアリン酸アルミニウム被覆微粒子二酸化チタン	5	重量部
タルク	2	重量部
中空アクリル酸アルキル樹脂粉体	3	重量部

* 詳細は表 2 に示す。

【 0 0 1 5 】

【表 2】

サンプル	繊維状物質 (μm)	若々しさ		美しさ	
		直後	3 時間後	直後	3 時間後
比較例 3	1 0 0 (ナイロン)	スコア 3	スコア 3	スコア 3	スコア 3
実施例 4	2 0 0 (ナイロン)	スコア 4	スコア 4	スコア 4	スコア 4
実施例 5	4 0 0 (ナイロン)	スコア 4	スコア 4	スコア 4	スコア 4
実施例 6	3 0 0 (麻繊維)	スコア 4	スコア 4	スコア 4	スコア 4

10

【 0 0 1 6 】

< 実施例 7 >

実施例 1 と同様に下記処方に従ってファンデーションを作成した。このものと実施例 1 のファンデーションを 1 群 2 0 名のパネラーを用いた使用テストで比較した。使用テストはファンデーションを 1 日 1 回連日 1 4 日間使用して、使用心地をアンケートで答えてもらう形で行った。アンケートは、化粧仕上がりの美しさ、化粧仕上がりの若々しさ、総合評価の 3 項目で、スコア 5 : 非常によい、スコア 4 : 良い、スコア 3 : やや良い、スコア 2 : やや悪い、スコア 1 : 悪いの基準で評点を付してもらった。特記事項として、気がついた点を自由意見で書いてもらう欄も設けた。結果を表 3 に示す。これより、実施例 7 のファンデーションよりも実施例 1 のファンデーションの方が良好な評点を得ていることが判る。自由意見欄を調べたところ、実施例 7 のファンデーションの評価において、評点の悪い人の中に皮膚への刺激性を感じる旨のことを指摘したものが 2 例見つかった。原因としては、ポリオキシエチレン鎖を有する非イオン界面活性剤に起因する刺激性発現が考えられる。

20

イ

ステアリン酸	1 . 5	重量部
ショ糖脂肪酸エステル	1	重量部
シクロメチコン (4 量体)	2 5	重量部
ポリオキシエチレンステアリルエーテル	0 . 9	重量部
ステアリン酸モノグリセライド	2	重量部
デカグリセリンモノステアレート	1	重量部
ソルビタンセスキラウレート	0 . 3	重量部

30

ロ

1 , 3 - ブタンジオール	6	重量部
プロピルパラベン	0 . 1	重量部
エチルパラベン	0 . 1	重量部
ケルトロール	0 . 1	重量部
L - アルギニン	0 . 5	重量部
水	4 7 . 3	重量部

40

ハ

二酸化チタン	3	重量部
ナイロン繊維 (3 0 0 μm 、3 0 デニール)	1	重量部
酸化鉄	0 . 2	重量部
ステアリン酸アルミニウム被覆微粒子二酸化チタン	5	重量部
タルク	2	重量部
中空アクリル酸アルキル樹脂粉体	3	重量部

50

【 0 0 1 7 】

【 表 3 】

	実施例 1	実施例 2
若々しさ		
スコア 5	1	
スコア 4	13	12
スコア 3	6	5
スコア 2		3
スコア 1		
美しさ		
スコア 5		
スコア 4	14	11
スコア 3	6	5
スコア 2		4
スコア 1		
総合評価		
スコア 5	1	
スコア 4	15	12
スコア 3	4	6
スコア 2		2
スコア 1		

10

20

【 0 0 1 8 】

< 実施例 8 >

実施例 1 と同様に、下記処方に従って、アンダーメイクアップ化粧料を作成した。このものと実施例 1 のファンデーションを組み合わせる使用することにより、優れた肌理擬似構造の構築が可能であることが判った。

イ

ステアリン酸	1 . 5 重量部	
シヨ糖脂肪酸エステル	1 重量部	30
シクロメチコン (4 量体)	2 . 5 重量部	
ポリオキシブチレンポリグリセリンステアリルエーテル	0 . 9 重量部	
ステアリン酸モノグリセライド	2 重量部	
デカグリセリンモノステアレート	1 重量部	
ソルピタンセスキラウレート	0 . 3 重量部	

ロ

1 , 3 - ブタンジオール	6 重量部	
プロピルパラベン	0 . 1 重量部	
エチルパラベン	0 . 1 重量部	
ケルトロール	0 . 1 重量部	40
L - アルギニン	0 . 5 重量部	
水	5 5 . 5 重量部	

ハ

ナイロン繊維 (3 0 0 μ m 、 3 0 デニール)	1 重量部	
タルク	2 重量部	
中空アクリル酸アルキル樹脂粉体	3 重量部	

【 0 0 1 9 】

< 実施例 9 >

実施例 1 と同様にコントロールカラーを作成した。

イ

50

ステアリン酸	1 . 5 重量部	
シヨ糖脂肪酸エステル	1 重量部	
シクロメチコン (4 量体)	2 5 重量部	
ポリオキシブチレンポリグリセリンステアリルエーテル	0 . 9 重量部	
ステアリン酸モノグリセライド	2 重量部	
デカグリセリンモノステアレート	1 重量部	
ソルビタンセスキラウレート	0 . 3 重量部	
ロ		
1 , 3 - ブタンジオール	6 重量部	
プロピルパラベン	0 . 1 重量部	10
エチルパラベン	0 . 1 重量部	
ケルトロール	0 . 1 重量部	
L - アルギニン	0 . 5 重量部	
水	5 5 . 9 重量部	
ハ		
ナイロン繊維 (3 0 0 μ m 、 3 0 デニール)	0 . 5 重量部	
酸化鉄	0 . 1 重量部	
チタンマイカ	2 重量部	
シルクパウダー	3 重量部	

【 0 0 2 0 】

20

【 発明の効果 】

本発明によれば、繊維による擬似的な肌理構造を肌上に長時間フィックスする技術を提供することができる。

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開平07-267828(JP,A)
特開平07-179323(JP,A)
特開2001-072549(JP,A)
特開2001-048736(JP,A)
特開2001-354546(JP,A)
特開2001-139753(JP,A)
特開2000-128736(JP,A)
国際公開第01/017488(WO,A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
A61K 7/00-7/50